

配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第4回） 議事要旨

1 開催日時：令和6年4月26日（金）10：30～11：45

2 場所：農林水産省畜産局第1会議室

3 出席者：（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、（協同）日本飼料工業会、（公社）配合飼料供給安定機構、農林水産省畜産局（事務局）（順不同）

4 議事及びその要旨

（1）事務局説明（主な論点ごとの検討の進め方について）

（事務局）前回の検討会における一部の基金団体からの意向も踏まえ、事務局から論点ごとの検討スケジュール及び検討方針（資料1）を説明する。「継続的に検討」する項目については、今後、慎重に検討を進める位置づけのもの、「集中的に方向性を検討」する項目については次期基本契約の手続きや生産者への説明のスケジュールも考慮して、夏ごろまでに一定の取りまとめを行うべく、集中的に議論するもの、「あり方検討会における論点の対象外」とする項目については、検討会における議論の対象とはしないこととするものと整理している。

論点①～③については、各基金団体のスタンスが異なっており、また、制度の構造の大幅な変更に関わる論点であるため、慎重な検討が必要なことから「継続的に検討」する論点とする。なお、国費負担の増加については、巨額の負担は民間だけでなく国にも生じており、徒に国費の負担を増やすことには納税者の理解を得難いこと、また、畜産には経営安定対策も措置されていること、さらに、適正な価格形成や消費者の理解醸成を進めることも考慮すべきことから、慎重に議論されるべきと考える。通常基金と異常基金の一本化については、穀物相場や為替の影響を常に受ける配合飼料価格について、平時の変動は民間で対応し、異常時は国も補填に参画するという二階建ての構造は、畜産経営におけるリスクに対する備えとの意義を有しており、一本化して平時から国が負担することとすると、こうした意義は失われかねず、加えて、関係機関との関係からも、枠組みの大幅な変更は難しく、時間を要するのではないかと考える。

論点④～⑧については、前回の検討会において、全農基金、畜産基金から集中的に議論していく論点としたい旨の意向が示されたことを踏まえ、「集中的に方向性を検討」する論点として、どのように進めるか検討したい。

論点⑨については、全基金の合意が必要であると考えているが、現時点では基金団体のスタンスが異なっており、短期的に結論を得ることは困難と考えることから「継続的に検討」する論点としたい。

論点⑩～⑪に記載がある項目のうち、「激変緩和という制度の根幹を堅持すべき」については、すでに全基金がその認識で議論いただいていると認識している。「通常基金の運用と異常基金の積立について各基金がそれぞれ計画的に判断できるように見直し」については、「集中的に方向性を検討」する論点に含まれると考えられる。その他の「事務システムの共通化」や「時代に合わせた契約や事務処理の合理化を検討」「手書伝票廃止等可能な省力化を図るべき」については、制度のあり方とは直接関係しないことから、この検討会における議論の対象からは外すこととしたい。

（2）意見交換（主な論点ごとの検討スケジュール及び検討方針について）

（全国配合飼料供給安定基金【全農基金】）制度の抜本的見直しは必要ないと考えている。ただし、論点⑪における通常基金の運用と異常基金の積立に関して、集中的に方向性を検討する論点の後でいいが、議論の中に入れていただければありがたい。すなわち、通常基金について、損金単価は3基金とも一律であること（の見直し）、異常基金の積立については経営状

況に応じて、国が積むより先に積む、または、今後 10 年間で積むことになっているがそれよりも短期間で積むことを各基金の判断でできないか。このほか、契約の事務処理の合理化については、農協から強い要望が日常的に上がっており、この検討会での議論の必要はないが、このような手法が可能かどうか会計検査院への確認をお願いしたい。

（事務局）通常・異常基金の積立については、論点⑦の議論で検討できると考えている。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金【全日基】）集中的に方向性を検討するという観点から 2 点申し上げる。1 点目は、異常基金の機能回復のため、安定機構の業務方法書を速やかに改訂してほしい。異常基金の財源は国費分が 181 億円あるが民間分の財源は 0 に近く、しかも 609 億円の借金を抱えており、令和 13 年度までかけて返済していく。こうした状況では、異常基金は機能不全に陥っていると言っても過言ではなく、令和 7 年度からの基本契約の締結が難しいと考えている。制度が見直されるまでは一時的に国庫のみの補填としてほしい。令和 7 年度までの周知期間を考えると、この夏には打ち出して行く必要。

2 点目は、集中的に検討するに当たり、どんなスキームでやるのかという点。

昨年度は、通常補填を土俵として、緊急補填を民間 6：国 4 の負担割合で国が措置し、昨年 3 四半期にわたって発動した。この仕組みは我々が提案している通常・異常基金の一本化スキームとほぼ同じであり、難しい話でないと思う。一本化スキームが難しいという国の見解は、いささか妥当性を欠くのではではないか。夏までに検討するのであれば、国と民間の相乗りで補填をするという一本化スキームを前提として、上限・下限、財源の保有水準、借金問題等々を議論することがいいと思っている。全日基はこれらの全ての論点について腹案を示している。

（事務局）異常基金の財源が回復するまでは一時的に国庫のみで補填するという話については、冒頭申し上げた理由により困難であると考え。一本化に関連し、緊急補填に言及があったが、緊急補填は従来の補填が 2 年間出続けること等の要件があり、そうでない状況で発動するものではない。

（日本飼料工業会）生産者や生産者団体にとっては、民間の財源がない中で、次に異常補填が発動したときに国が何をしてくれるのかというのが一番の関心事。論点④～⑧も議論すればいいが、次の異常補填の発動時には、どうするのかということは待ったなしで来る。それがデッドラインであり、それまでに国は何をしてくれるのかが出てこないとならない。全日基の提案は工業会としてもずっと要請するつもりだし、困難と言って終わりにはならない。

（事務局）困難と言ったのは、異常補填を国費のみで行うという点。異常補填のあり方について議論しないと言っているものではない。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）議論しないわけではないという話は重々承知しているが、異常基金については切羽詰まっている。来年 1 月から、農協系統は夏から契約に向けた説明が始まるので、その時には異常や通常の制度がこうなると説明しないといけない。

（全国畜産配合飼料価格安定基金【畜産基金】）全農基金から話があった、異常基金の積立金に関する積立時期・期間やその自由度について、畜産基金としても検討していただきたい。異常基金の財源については畜産基金も非常に心配している。令和 13 年度まで積み立てていくスケジュールを立てているが、今後、さらに異常補填が発動され、異常積立の増加が生じた場合、親団体として非常に厳しい。少なくともその間の対応については早々に検討していただきたい。令和 7 年度の契約の前に、生産者にある程度の方向性を示さねばならないと考えている。

（配合飼料供給安定機構【安定機構】）今後、新たに異常補填の発動があり、国において予算の確保が行われた場合、現行の仕組みでは、3基金に対して、相積みの可否の議論が持ち上がることになり、過去と同じトラブルが生じ得る。これは、補助金交付等要綱で国費と同額以上の積立金を求める規定があるので仕方ないことだが、この手続きを変更することができれば、今後の制度の円滑運営が期待できると思う。大変難しいことだと思うが、国にもそういった問題意識を持ってくればありがたい。

（事務局）積立については損金算入の指定もあり、関係各所との協議が必要であることも踏まえて今後議論していきたい。

（全国農業協同組合連合会）異常補填が発動すると、大きな財源が必要になるので、国だけではなく、民間も積み立てた方が財源を多く確保できると思っている。私たちにとっても大きな負担ではあるが、民間も積立が必要とあればしっかり検討して、できる限りの積立を行っていきたい。

（事務局）国はこれまで補正予算等の様々な機会を捉えて異常補填の財源を措置してきた。ご指摘があったように、同額を積むということに関して大きなご負担を頂いていることは認識。

（全国配合飼料供給安定基金）今後、異常基金へ積める基金、積めない基金が分かれる可能性があるが、今のルールでは異常基金は安定機構における1つの勘定のみなので、全農基金だけ積めば、3基金の補填財源となってしまうことを懸念。このため、安定機構で基金別の財源管理を検討いただけるとありがたい。

（配合飼料供給安定機構）今の異常基金の制度は、基本的に3基金が足並みを揃えることを前提としており、3基金が納めた資金が積立金勘定で一本化されることで基金財源が造成され、共通の単価設定にするという仕組み。今後、基金ごとに積立金・補填単価設定の考え方が違ってくれば、異常基金についてそれが可能か技術的な検討が必要になってくるのではないかな。なお、通常基金に関しては、現在も3基金がそれぞれの理事会の中で独自に設定できる。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）やれるところは自由にやってというのが国の考え方ならば、国は指導的役割を放棄したとを感じる。今後そういうことが進んだとして、都合がいいところは自由化して、他の所は国が規制しますという話にはならない。補填の水準も自由化する場合、積立金の改定や損金算入、異常基金の積立、基金間移動、80%ルールなど、全てを考え直す必要。また、たくさん積んでいるところは出す、そうでないところは出しませんというのは一つの考え方であるが、緊急補填は通常基金から拠出する部分が1円でも足りなければ、国からの交付金は0円であり、生産者目線で見れば非常識。今後、通常補填について各基金に裁量を与えるのであれば、異常補填についてはどの生産者にも一定額ということで考えていただき、合わせ技で大きく減らすということはやめていただきたい。

（事務局）「各基金団体において設定可」と書いてある部分については、各基金の業務方法書等に基づく事実を記載したもの。また、損金算入については、税制当局からの指定を受けるに当たっては、事業の所管省庁から説明をするように税制当局から求められているもの。

論点④～⑧に加えて、異常補填が新たに発動した場合にどのようにするのかということを集団的に方向性を検討する論点に加えて、議事を進めたいと思うがよろしいか。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）今の二階建て方式を前提として論点⑤を検討しても、いずれ論点①を議論して一本化すれば、再度論点⑤を議論しなければならない。論点④～⑦の様なパーツを議論しても、後ほど、全体の絵姿である論点①を議論する時に、そのパーツ

は合わないのではないかと。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）一本化には時間を要すると認識しており、論点①は継続検討で構わない。論点①は論点⑤とリンクしているが、初めから論点①だけ議論しても、何も結論はでてこないと思う。論点④～⑧に取りかかって、論点①につながる部分も検討していくべきではないか。また、論点⑨も全農基金に認めていただかなければ統合には至らない。まず論点④～⑧を議論することが、打開策として次につながる材料になるのではないかと。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）国は二階建て方式を前提とした議論を考えていると思うが、対峙するものとして我々は一本化案を具体的に提案しているので、参考にしながら議論して欲しい。全農基金は変わらないという立場なので出てこないと思うが、畜産基金、国も考え方を示していただき、具体的な中身を議論してもいいのではないかと。

（事務局）論点④～⑧について合意が得られるよう、集中的に議論していくこととし、これに加えて、異常基金のあり方についても集中的に議論することで良いか。時間がかかる議題は継続課題としていく。

（全国配合飼料供給安定基金）異議なし。

（全国開拓農業協同組合連合会）当座やらないといけない課題を1つ1つ議論して方向性を見出していく。基金団体の一本化など大きな課題は、次の業務計画期間の中で整理がつく問題とは考えられない部分もあるが、国からスケジュールも示していただきつつ進めるのが良いのではないかと。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）論点④～⑧について集中的に議論するのは構わない。ただし、議論をしていく中で、対案の一本化方式も横睨みしながら、議論させていただく。論点⑧については、論点①と関連性が薄く、技術的な話になるので、我々の案をご参考にしていただければ来年からでもすぐできるのではないかと。

（事務局）集中して方向性を検討する論点は④～⑧に、異常基金の当面のあり方を加えて検討・議論を進めることとする。

（3）基金関係団体による意見交換（論点④～⑧、異常基金のあり方の方針調整について）

（事務局）論点④～⑦については、前回の検討会の時点では、3基金が同じ方向性とはなっていない。一方、これらの設定については、異常補填単価の設定を除いて、各基金団体で設定することが可能なもの。また、第3回検討会において、畜産基金からは「論点④は可能であれば令和7年度までに3基金の足並みを揃えたい。」「お互いに寄せられる部分は寄せていただくよう取り組むべきである。」といったご発言があったところ。論点④～⑦について、3基金の方向性が異なっていることを踏まえ、3基金で足並みを揃えるために自らのスタンスを変更する考えがあるか、または、3基金で別々の対応を採ることを良しとするか、それぞれ意向を表明していただきたい。

（全国配合飼料供給安定基金）全農基金は3基金で足並みを揃えるためにスタンスを変える考えはない。他基金が払い切りにされるのであれば、それは他基金の判断によるものであり、干渉する立場にはない。十分な補填財源の確保に努め、できるだけ借金しないようにするが、どうしても必要な場合は借入して補填を行うことも辞さない。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）3基金で別々に制度を運用した結果、基金制度が飼料営業の材料の一つとして使われるようなことはまかりならない。従って、3基金が存在するなら、基金制度そのものの内容は異なっていけないというのが大前提。また、論点④～⑧を

十分に検討し、別々で取り組んで良いものは取り組むが、3基金で統一すべき所は統一したい。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）基金は3つあるが、生産者に対しては共通した制度ということでやってきた。ここに来て、運用が3基金で別々になるなら、もはや基金制度とは言えないのではないか。そうなるのであれば、補填から積立に至るすべての制度内容を再点検しないといけない。論点④～⑧を議論することに対して異議はないが、各基金がそれぞれの腹案を示すべきと考える。夏までに、すみやかに合意を得ると考えたときに、ルールを決めるのか、方針を決めるのかははっきりしていただきたい。

（事務局）今のスタンスを変更する考えがあるのかお聞きしたい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）スタンスは議論の中で刷り合わせる。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）全日基のスタンスは従来どおりであり変わらない。

（事務局）全日基、畜産基金からは、基金のスタンスを変える・変えないは今後の議論の中で検討するというので、現時点では3基金で合わせるわけではないということで承った。

論点⑧について、各基金ともに補填単価の算定を早期化したい意向と認識。他方、補填単価の算定は、平成26年に通常基金、異常基金の算定を輸入原料価格に統一したものであり、現在の算定は公的データを用いて公正性・透明性が確保されている。また、通常基金と異常基金の算定が同じであることから生産者にとって分かりやすいと考える。なお、民間の積立金は税法上の特例の指定を受けているものであり、令和7年度以降もその特例の指定を受ける必要があれば、公正性・透明性の確保や合理的な説明ができ、かつ3基金で同じ算定方法であることが望ましいと考えている。これらのことを踏まえて、何ができるのか、できないのかは今後とも議論していくこととしたい。次回以降は、論点④～⑧に加えて、異常基金のあり方についても議論していくこととしたい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）論点④～⑧を検討した場合、いつの時期までにまとめなければ令和7年度までに関係当局の説明・承認が間に合わない、というスケジュール感を事務局から次回に示していただけないか。

（配合飼料供給安定機構）論点④～⑧を検討するに当たって、次回、国から案とスケジュールを示してもらえば効率的と思う。

（事務局）今回の検討会において、集中的に方向性を検討する論点について絞り込んだ。事務局からの提案というお話もあったので、次回開催は当方の準備が整い次第、調整させていただく。論点④～⑦について集中的に方向性を議論して、論点⑧も議論していく。加えて、複数の基金から話のあった異常基金のあり方についても議論していくこととする。その際、事務局から方向性・スケジュール感を示していくべきとの話があったので、それも踏まえて対応させていただきたい。

以上